

国際図書館連盟（IFLA）が著作権問題で意見表明

図書館は、情報や知識の共有等を目的として、従前より、図書、記録その他の資料（視聴覚資料を含む）を収集し、整理し、保有するとともに、閲覧や貸出などの形でそれらを公衆の利用に供してきた。現在、デジタル化やネットワーク化の潮流の中で、世界各国において、こうした図書館の機能やサービスの一層の拡充が期待され、電子図書館やデジタルアーカイブなどの研究開発が進められている。

しかし、道のりは平坦ではない。電子図書館のような大掛かりな構想が実現し、我々がその利便を享受し得るまでには、基盤の整備、要素技術の革新、幾多の運用モデルによる実証実験、社会制度との調整といった段階を踏まなければならないからである。世界史をひもとくと、図書館という社会的機関は、すでに紀元前 4000 年代より存在する。著作権制度は、活版印刷術を契機に 15 世紀あたりから登場してきた産業経済的な仕組みにすぎない。図書館は、20 世紀後半、複写機の出現により著作権との軋轢を経験することになり、いまデジタル化、ネットワーク化が急速に進行するなかで、電子図書館へと脱皮しなければならない図書館は著作権と正面から向き合わざるを得なくなった。

このような状況の中、2000 年 8 月に国際図書館連盟（IFLA）が採択した「デジタル環境における著作権に関する国際図書館連盟の立場」¹と題する声明は、デジタル・ネットワーク時代の図書館のあり方と著作権制度との問題を考える上で、さらには、広くデジタルコンテンツの円滑な流通と利用を論じる上で、一つの視座として参考になる。

電子化時代の図書館と著作権法のあり方については、わが国の文部省が同年 9 月 28 日公表した調査研究協力者会議報告書²の中で今後の検討の方向性を示すなど動きが出ていることもあり、まずは図書館関係者がいま何を考えているかを理解することから始めたいと考え、同連盟の声明を紹介する。

なお、本稿をとりまとめるにあたって、図書館情報大学の山本順一教授に、「[試訳](#)」、「[主張内容の整理](#)」について全面的にご指導いただいたほか、図書館情報学研究者の立場から「[コメント](#)」を寄稿いただきました。誌面を借りて厚く御礼申し上げます。

．デジタル環境における著作権に関する国際図書館連盟の立場（試訳）

国際図書館連盟は、世界中の図書館および情報作品のあらゆる側面に関する調査研究を企画し、支援し、調整し、あらゆる側面に関する情報を広く伝えるために、ならびに、この分野における会合や研修を組織するために存在する唯一の国際的な非政府組織である。

国際的な著作権論議の場において国際図書館連盟は、世界の図書館とその利用者の利

¹ www.ifla.org/V/press/copydig.htm

² コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究協力者会議報告書、「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について（報告）」。www.manabinet.gr.jp/report.html

益を代表する。著作権法は、図書館が行っていることのほとんどに影響を及ぼす。図書館がその利用者に提供するサービスや、著作権ある資料へのアクセスを提供する条件に影響する。図書館の情報案内人としてのあり方、ならびに、効果的な保管や保存にかかわる活動のあり方にも影響する。上記に鑑み、国際図書館連盟は国際的な著作権論議に参加することとする。

均衡のとれた著作権は万人のため

図書館員や情報専門職は、著作物およびそこに含まれる情報やアイデアに対する利用者のアクセスのニーズを把握し、それを手助けすることを託されている。彼らはまた、著作者や著作権者が知的財産に基づき公正な対価を得たいとするニーズを尊重する。著作物への効果的なアクセスは、著作権制度の目的を達成するために必要不可欠である。均衡のとれた著作権法は、権利者に対して強力な効果的な利益保護を与えるとともに、創作性、革新、研究、教育・学習を奨励するために著作物に対する合理的なアクセスを与えることにより、社会全体の発展を促進するものであり、国際図書館連盟はこれを支持する。

国際図書館連盟は、著作権の効果的な行使を支持する。また、増加を続ける地域的な電子情報資源や遠隔地の電子情報資源へのアクセスを管理するとともに、こうしたアクセスを容易にすることについて、図書館が決定的な役割を担っていることを認識している。図書館員や情報専門職は、著作権の尊重を促し、印刷媒体であるかデジタル環境であるかを問わず、海賊行為、不公正な利用および無権限の利用から著作物を積極的に保護する。図書館は、著作権法の重要性を利用者に教示することについて、またその遵守を奨励することについて、図書館が一定の役割を担っていることを従前より認識してきた。

しかしながら、国際図書館連盟は、著作権の過度の保護は、情報と知識へのアクセスを不当に制限することにより、民主主義の伝統をおびやかす、社会正義の諸原則に悪影響を及ぼしかねないものであると考える。著作権が過度に保護されることになれば、競争と革新が制限され、創作性の芽が摘み取られてしまう。

デジタル環境において

デジタル形式で制作される情報が益々増えている。新たな通信技術は、情報へのアクセスを改善するうえでこれまでにない好機をもたらす、技術は、距離的な或いは経済的な理由で不利な状況にある者の通信とアクセスを改善する可能性を有している。しかしながら、技術というものが、社会の情報富裕層と情報貧困層の二層分化をさらに進めてしまう可能性を併せ持っていることも周知の通りである。デジタル環境において著作物に対する合理的なアクセスが認められないとすれば、対価を支払うことのできない人々のアクセスを拒否する障壁はさらに高くなる。

図書館は、情報社会において万人のためにアクセスを確保することに関し、重要な役割を演じ続けるであろう。適切に機能する各国および国際的な図書館情報サービスのネットワークは、情報へのアクセスを提供するうえできわめて重要である。図書館は、伝統的に、著作物の複製物を購入し、収蔵資料に加え、これらに対する合理的なアクセスを提供することが可能であった。しかしながら、将来、デジタル形式の情報へのアクセスとその利用にことごとく対価を支払わざるをえないということになれば、利用者にアクセスを提供するという図書館の権能は厳しい制約を受けることになる。権利者と図書館利用者との間の利益の均衡を維持するため、国際図書館連盟は、以下の諸原則を策定する。

デジタルでも異なるところはない

ベルヌ条約は、著作物の通常の利用と矛盾せず、かつ、著作者の正当な諸利益を損なわないような特定の場合には、ベルヌ加盟国が例外規定を設けることを認めている。

1996年、世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国は、著作権法をデジタル環境に適合するよう更新するため、2つの条約を採択した。世界知的所有権機関の加盟国は、現行の例外規定や制限規定がデジタル環境のもとでも推進され、拡大され得ることを確認し、「デジタルの場合は別だ」という主張を拒絶した。条約を締結した諸国には、デジタル環境において、そのような制限規定を推進し、拡大し、また適切な場合には新たな例外規定を創設することが許される。

公共の利益の範囲内にあり、かつ、教育や調査といった公正な慣行に合致する目的に該当する場合、図書館や市民には、無償でアクセスし、利用できるような例外規定が与えられなければならない。そうでなければ、対価を支払う能力のある者だけが情報社会の恩恵を享受することになるという危惧が現実のものとなりかねない、と国際図書館連盟は断言する。このような事態になると、情報富裕層と情報貧困層との間の格差は一層大きなものとなるであろう。さらに言えば、視覚、聴覚もしくは学習能力に障害をもつ者たちに対して、著作権法上の差別があってはならない。アクセスを可能とするために資料を形式変換することは、著作権を侵害するものではなく、合理的なアクセスとみなされるべきである。

- 1 許される利用が電子形式の情報にも印刷形態の情報にも等しく適用されることを確実にする必要がある場合には、ベルヌ条約で認められ、WIPO条約によって是認された著作権および関連権に対する例外規定を、各国の著作権立法において改正すべきである。
- 2 このような例外規定の範囲を超える複製行為については、行政的に単一の料金体系を定めるべきである。
- 3 著作権ある資料の使用に付随する一次的もしくは技術的な複製は、複製権の対象範囲から除外されるべきである。

4 デジタル形式の著作物については、すべての図書館利用者が、対価の支払いまたは使用許諾請求を要しないで、

- ・ 利用可能な著作権ある資料を公然と閲覧でき、
- ・ 市販の著作権ある資料を、館内でまたは館外から、公然と読み、聞き、または見ることができ、
- ・ 個人的、教育的または調査研究のための利用目的で、一個の著作権あるデジタル著作物の合理的な分量を、自分自身のために、自分で複製するか、あるいは、図書館および情報職員によって複製してもらうことができなければならない。

情報資源の共有

資源の共有は、教育、民主主義、経済成長、保健・福祉、および個人の成長において決定的な役割を演じる。それは、広範な情報を求める利用者、図書館または国が、他の手段では利用できないであろうアクセスを促進する。資源の共有は、費用節減だけでなく、経済的、技術的または社会的な理由から情報に直接アクセスすることができない人びとに対して利用可能性を拡大するはたらきもする。

5 調査または研究といった正当な目的のために、一人の利用者に対して、保護される著作物の一個のデジタル版に対するアクセスを提供することは、著作権法にもとづき許される行為とされるべきである。

貸出

非営利で行う公衆への貸与（公貸）は、著作権法が従前より規律してきた行為ではない。公貸は文化と教育にとって不可欠であり、万人に門戸が開かれるべきである。あらゆる形式でパッケージ化された情報は、かねてより貸出用所蔵資料の一部を構成してきたし、今後もそうなるであろう。貸出は、商業的にパッケージされた情報のマーケティングを助け、その販売を促進する。現実には、図書館は、あらゆる形式をとる情報の販売について触媒のはたらきをしている。したがって、貸出に対して何らかの法的な若しくは契約上の制約を加えれば、図書館だけでなく著作権者にとっても不利益となるであろう。

6 発行された物理的形式のデジタル資料（たとえばCD-ROM）を図書館が貸出することを、立法によって制約すべきではない。

7 たとえば、使用許諾契約に含まれる契約上の諸規定は、図書館および情報職員によって行われる電子的資源の合理的な貸出を無効にするものであってはならない。

保存と保管

図書館は、情報を収集し、保存する。実際、図書館および情報専門職には、情報や

文化の保存について責任がある。著作権法は、図書館が保存技術を改善するために新しい技術を利用することを妨げてはならない。

- 8 保存や保管に係る諸目的を果たすため、図書館や公文書館が著作権保護される資料をデジタル形式に変換することを認める立法がなされるべきである。
- 9 また、電子メディアの法定納入制度を定める立法がなされるべきである。

契約とコピー・プロテクション・システム

コピー・プロテクションは、著作物の利用と創作性を促進するものであって、それを抑制するものであってはならない。著作権法は、権利者に対し、著作権の例外および制限を乗り越える技術的または契約上の手段に訴える権原を与えるべきではなく、また、国際的および国内的な著作権法制度で確立している均衡をゆがめてはならない。使用許諾契約は著作権法制を補完すべきものであって、それに置き換わるべきものではない。情報の規制ではなく、情報へのアクセスこそが、著作物の利用を増大させる。実際、幾つかの調査報告では、技術的保護によって過度に著作物の利用を規制することは逆効果を招くということが証明されている。侵害行為を目的としないで技術的措置を回避することは、可能であるべきなのである。

- 10 各国の著作権立法では、利用者に対して使用許諾契約上の諸条件に関する交渉の機会を与えることなく権利者が一方的に使用許諾契約を定める場合には、著作権法に具体的に規定された例外規定や制限規定を制限するまたは乗り越える使用許諾契約の諸条件を無効なものとするべきである。
- 11 各国の著作権法は、技術的手段により自らの利益を守ろうとする著作権者の権利と、正当で侵害の意図なくそのような技術的措置を回避する利用者の諸権利との間の均衡をとることを目指すべきである。

著作権侵害に対する責任

仲介者としての図書館は著作権法の遵守を確保するうえで重要な役割を担っているが、それでも、著作権侵害の責任は終局的には侵害者が負うべきものである。

- 12 著作権法は、現実には若しくは合理的に遵守されないといった状況下での第三者の責任に関しては、明示的な制限規定を定めるべきである。

上記は、2000年8月、国際図書館連盟運営委員会によって承認された。

．主張内容の整理

デジタル環境における利用と権利制限

印刷形態で認められていた利用は、デジタル環境でも同様に認められるべきである。このことを確実にするために必要であれば、各国は、ベルヌ条約およびWIPO新条約

にもとづく例外規定を創設すべきである。こうした例外規定を超える複製については、行政的に単一の料金体系を設定すればよい。

著作権のある資料の使用に付随して、一時的な複製や技術的な複製が起こり得るが、このような複製については複製権の対象外とすべきである。

対価支払い能力のある者だけが情報を享受できるということになると、情報格差が広がる危険性があるので、図書館の無料原則は維持すべきである。

デジタル形式の著作物であっても、対価支払いや許諾請求をすることなしに、閲覧したり、市販著作物にアクセス（館内だけでなく館外からでも）したり、合理的分量のコピーが可能とされるべきである。

資源共有とアクセス

資源共有およびそれに対するアクセスは、教育、民主主義、経済成長、保健・福祉、個人の成長に必須であり、一人の利用者に対し、保護される著作物の一つのデジタル版に対するアクセスを提供することは、著作権法上許容されるべきである。

パッケージ型情報の貸出

CD-ROMなどのパッケージ型デジタル資料の貸出を立法で制約すべきでないし、使用許諾契約は合理的な貸出を無効にするような内容であってはならない

保存と保管

図書館が保存や保管のために著作物をデジタル形式に変換することを認める立法が必要であるならなされるべき。また、電子メディアの法定納入制度を定める立法がなされるべきである。

コピー・プロテクション

著作権法の例外規定や制限規定を乗り越える使用許諾契約は無効とすべきものである。著作権法は、コピー・プロテクションなど技術的手段により利益を守ろうとする著作権者の権利と、侵害の意図なく当該技術的手段を回避する利用者の権利との間の均衡をはかるべきである。

第三者責任

著作権侵害があった場合、図書館は仲介者に過ぎず、責任は侵害者にある。このことを明らかにするため、第三者責任について明示規定を定めるべきである。

コメント

最近になって、わが国の一般的な公的文書から、‘図書館’という言葉が消えつつある。

「首都圏整備計画」「近畿圏整備計画」その他ナショナル・レベルの計画に、「美術館」「博物館」の語はあるが、前計画では肩を並べて出していた「図書館」という語をそこに見出すことはできない。町や村にはまだ公共図書館のないところが多いが、都道府県とほとんどすべての市には公共図書館が整備され、大蔵省や文部省は、もう国家的な観点からは、公共図書館について取組む必要はなく、それぞれの自治体の自主性にゆだねればよい、と考えているようにも思える。

しかし、「情報スーパーハイウェイ」構想の実現に努力しているアメリカでは、「流通させるべき知識」(distributed intelligent)という言葉が関係政府文書にしばしば出てくる。国民主権の民主主義においては、広く知識、情報にアクセスする権利を国民に与え、情報を流通させなければならない。かつての中世における修道院図書館、近代公共図書館は「知識、情報流通の聖域」で、真理の探究が行われ、民主主義の担い手が育てられた。日本ではそういうことはないが、アメリカでは公共図書館の利用からゼロックスなど、いくつもの偉大な発明を生み出している。

「情報スーパーハイウェイ」のひとつのインターチェンジとして、アメリカの公共図書館は、学校とならんで、E-rateと呼ばれる通信料金の大幅ディスカウントを享受し、電子図書館化の方向に大きく踏み出している。そこでもまた、市民は、電子化された政府情報や時事情報、電子ジャーナルを自由に利用できなければならない。図書館は、いつの時代においても情報リテラシー教育の場であり、「知識、情報流通の聖域」でなければならない。

アメリカでは、図書館がコンソーシアムを形成し、著作権者の利益に配慮しつつ、そのコストの希釈化を図り、「知識、情報流通の聖域」を守ろうとしているように思われる。国際図書館連盟の主要勢力のひとつをなすのは、アメリカ図書館協会である。ここで紹介をした「デジタル環境における著作権に関する国際図書館連盟の立場」と題する声明は、公共図書館の普遍的コンセプトを維持しようとする図書館員たちの主張として受け止められるべきものであろう。

わが国唯一のナショナル・ライブラリーである国立国会図書館は、2002(平成14)年度、電子図書館の実現に向けて大きく一步を踏み出す「関西館」のオープンを予定している。ナショナル・ライブラリーは、「知識、情報流通の聖域」であるべき公共図書館の最後のよりどころとなる図書館(the library of libraries)として位置付けられる。デジタル時代にふさわしい情報提供を可能とする著作権制度の整備に積極的に取組むことが期待される。その国立図書館関係者をも含めて、日本の図書館界全体が、この声明の言っていることを熟読玩味するべきであると思う一方、広く利害得失、立場を超えて、この国際図書館連盟の主張には、耳を傾けるべきところがあるようにも感じられる。

(了)